

第20回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成24年5月24日(木) 午後1時30分~午後2時45分
- 2 場 所 秋田市文化会館 5階 学習室1
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議 事
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 4 出席委員 横山 智也 委員
恒松 良純 委員
片倉 健 委員
岡部 久子 委員
鈴木 充 委員
加藤 一成 委員
嘉藤 潔 委員
金子 健三 委員
瀬戸下 伸介 委員
渡部 高明 委員 以上10名
- 5 欠席委員 半田 和彦 委員
- 6 事務局出席者 佐々木都市計画課長
中島都市計画課副参事
佐藤都市環境担当主席主査
伊藤都市環境担当主席主査

議事録署名委員の指名

- 司会 本日の会議は、総数 11 名の内、半数以上の計 10 名の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第 3 条第 2 項の規定により本会議は成立していることをご報告する。
はじめに議事録署名委員 2 名の指名をしていただく。
- 部会長 議事録署名委員 2 名については、加藤委員と嘉藤委員にお願いする。
- 加藤委員 ~了承~
嘉藤委員 ~了承~
- 3 議事
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
- 事務局 (議事資料(事前協議建造物)について説明)
- 部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。
- 委員 震災による影響でクラックが入ったものか。
- 事務局 そのとおりである。
- 部会長 平成 23 年 3 月 11 日の震災によるものか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 補助交付額の算定方法について聞きたい。
- 事務局 税込み価格から消費税を除いた額が補助対象事業費となり、その 2 分の 1 が補助額となる。
- 委員 修復箇所が南面 4 箇所、北面 4 箇所の計 8 箇所となっているが、部分補修ではなく、全面的に補修するものか。
- 事務局 南面 4 つ、北面 4 つの計 8 つの窓がある。それぞれの箇所の亀裂の大きさに違いがあるが、見積りの段階では、亀裂部分を一定の大きさに剥がし、下地から修復することとしている。施工中、内容に変更が生じた場合は、変更の申請をしていただき、内容等を確認して、交付額を決定することとしている。

委員 金額が少し高い気がするが。

事務局 通常の修復だとすれば高いかもしれないが、事前協議者ができるだけ建築時と同等の工法で施工したいとのことから、これまでに県内で実績のある業者に見積りをお願いしている。技術を有する施工となることから、その技術料も含むものであると事前協議者から聞いている。

委員 建築年が明治25年だとすると、100年以上が経過していることとなるが、その間に壊れたことは無かったのか。

事務局 4年前に外壁、屋根、下屋部分を改修したと聞いている。

委員 これまでに、この補助事業を活用は何件あったのか。

事務局 昨年度2件の活用があった。

委員 何年間でも補助を活用できるのか。

事務局 要綱の規定により、10年度の間で限度額が550万円となっている。

委員 2分の1の補助については、要綱に記載があるのか。

事務局 記載している。

委員 今後も、この補助事業を継続していくのか。

事務局 予算確保との関係もあるが、継続していく考えである。

委員 この事前協議の単価等の内容は、建築の担当課に確認をしているものか。

事務局 建築関係の標準的な部材、施工に対しての単価というものはあるが、特殊なものについては、その専門業者からの見積りにより妥当であるとの判断をしている。今回のケースについても特殊なものであるため、見積りに頼らざるを得ないと考えている。

部会長 金額に変更があった場合は、そのたびごとに申請してもらい、今の段階ではこの額で進めたいということで良いか。

事務局 はい。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議建造物 は景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員 異議なし。

事務局 (議事資料(事前協議建造物)について説明)

委員 この住宅には、事前協議者がお住まいになっているのか。

事務局 お住まいである。

委員 門柱の材質はなにか。

事務局 現在のものはスギで、今回の門柱の修理にはクリ材を使用する。

委員 どのように修理するのか。

事務局 柱の下部から腐食の影響がある部分までを切り取り、その部分に新材をはめ込む修理となる。

委員 チェックシートで、文化財イラストマップに掲載とあるが、これはどのようなものか。

事務局 市の教育委員会が作成したもので、実際に市民の皆さんがまちを歩いて情報を集め作成したものである。

委員 市や県の文化財に指定されていないものも掲載されているのか。

事務局 掲載されている。

委員 この事前協議の建造物は、市や県指定の文化財となっているのか。

事務局 指定はされていない。チェックリスト(2)の 2に記載のとおり、県近代和風建築総合調査、秋田の町家に掲載されている。

委員 市や県の文化財に指定されているものは、この事業の対象とはならないのか。

事務局 チェックリスト(2) 5に記載のとおり、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定、または仮指定を受けていないものとなっている。市や県指定の文化財は補助事業の対象となる。また、国の登録有形文化財についても対象としている。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議建造物 は景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員 異議なし。

事務局 (議事資料(事前協議建造物)について説明)

委員 添付図書のその他として、変新年次計画書との記載があるが、この建造物は昨年度の事前協議の際に3カ年の計画で実施するとのことであったが、変更があったということか。

事務局 全体の予定には変更がないが、来年度予定をしていた外壁の張り替えを今年度実施することとしたものである。来年度の予定は、のれんおよび木製看板の改修を予定している。

委員 昨年度、下屋部分も銅板に葺き替えたものか。

事務局 以前から銅板葺きであった。

委員 下屋部分が赤く変色しているように見える。銅板は綺麗に緑青を吹くというイメージがあるがどうか。

事務局 下屋部分については、大屋根から雨水が落ちてくるなどの影響から、このような状態になったのではと考えている。昨年度の葺き替え部分については、雨水などの影響も少ないことなどから、今後、緑色に変化していくものと考えている。

委員 緑青が吹き緑色になるまで、どれくらいの時間を要するのか。

事務局 昨年度、葺き替えを行った直後よりは、色は変化している。質問の状態になるまでには、いろいろな環境との関係もあるが、3～5年後と思っている。

委員 県や市の文化財等となっている建造物に対して、補助制度活用のアドバイスやPRは実施しているのか。

事務局 補助制度があるということをご案内している。今後もPR等を実施したいと考えている。

部会長 酒造元名が記載された看板については、変更等の考えはあるのか。

事務局 事前協議者が自主撤去している。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議建造物 は景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員	異議なし。
部会長	すべての事前協議の建造物が承認されたので、「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。
	4 その他
部会長	次に「4 その他」について、何かあるか。
事務局	(「今年度2回目の景観形成専門部会の開催予定日等について」の報告)
恒松委員	(「景観重要建造物等保存事業費補助金に関するアンケートについて」の報告)
部会長	これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成24年5月24日に開催された第20回秋田市景観形成専門部会の議事録である。